

奈良工業高等専門学校いじめの防止等のための基本計画

平成26年5月15日制定

令和7年10月9日改正

奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、「独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー」第7に基づき、いじめ防止等のために実施すべき施策を以下に定めます。

I いじめ防止等の基本方針

1. いじめの定義

「いじめ」とは、学生に対して当該学生が在籍する学校に在籍している等当該学生と一定の人的関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む。）であって当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものと定義します。

また、個々の行為が「いじめ」に該当するか否かについては、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた学生の立場に立ち、学生の感じる被害性に着目して判断します。

2. いじめ防止等のための対策の基本理念

- (1) いじめは、どの学生にもどの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ防止等のための対策は、いじめが学校の全ての学生に関係する問題であることに鑑み、学生が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨として行います。特に、寮生活におけるいじめは、教職員の目が届きにくいことを理解し、寮生活においてもいじめが行われないようにすることも旨とします。
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての学生がいじめを行わず、及び他の学生に対して行われるいじめを認知しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが学生の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する学生の理解を深めること並びにいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを旨として行います。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた学生の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いじめを受けた学生に寄り添った対策が講ぜられるよう留意するとともに機構、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行います。
- (4) 本校の教職員は平素より、いじめ防止等の対策が学生の尊厳を保持しその教育を

受ける権利の保障のために欠くことができない教授等と等しく重要な任務であるとの認識の下に、いじめを把握した場合の対処方法等について理解を深めるとともに、学校における組織的な対応を行わなければならないとします。

3. いじめの禁止

学生は、いじめを行ってはなりません。本校は、年間を通じていじめの防止等の対策を適切に実行することにより、「いじめは絶対に許されない」との雰囲気を出し、全ての本校の構成員に醸成するよう努めます。

4. いじめ防止等のための学校及び教職員の責務

- (1) 本校及び本校の教職員は、法及び国の基本方針に定めるところにより、本校に在籍する学生の独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項第2条に定める者（以下「保護者等」という。）、地域住民、関係教育機関、児童相談所、法務局その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する学生がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有します。
- (2) 校長は、自らが本校のいじめ防止等のための対策について負う重要な責任を自覚するとともに、学生の生命又は心身の保護及びその教育を受ける権利の保障に万全を期して、その職務を遂行します。
- (3) 本校の教職員は、いじめを受けた学生を徹底して守り通す責務を有し、学生が行ういじめを助長することはもとより、いじめを認知しながら、これを隠蔽し、放置するようなことがあってはならないとします。
- (4) 本校は、いじめがどの学生にも起こり得るという事実を踏まえ、以下①～⑤に掲げる取り組みを通じ全ての学生を対象に、いじめの未然防止に取り組めます。
 - ① 学生が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。
 - ② 集団の一員としての自覚を促し自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくります。
 - ③ 教職員の言動が、学生を傷つけたり、他の学生によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。
 - ④ 日頃から、学生の見守りや信頼関係の構築に努め、学生が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、併せて、計画的に定期的なアンケート調査や学生相談の実施等により、いじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組めます。
 - ⑤ いじめ事象の内容を含め、すべての暴力行為には、所轄警察署等の関係者と連携し、毅然とした姿勢で対応します。

II いじめ防止等の対策のための組織

本校は、いじめに対し、行政機関等との連携のもと、全校をあげて組織的に取り組むこととしています。具体的には、「人権教育推進・いじめ防止対策委員会」「学生支援センター」「学生委員会」「寮務委員会」からなる4つの組織が中核となって連携し、「担任や指導教員」と協力していじめ防止等に必要な対策を講じていきます。

- (1) 「人権教育推進・いじめ防止対策委員会」は、いじめを人権教育推進の観点と合わせて総合的にとらえ、いじめの防止に資する取り組みを計画的に盛り込んだ実施計画である「いじめ防止プログラム」を始めとして、本校における組織的な対応のあり方及び年間を通じて取り組む活動についての計画を策定し、学生、保護者等、教職員にいじめ防止等の啓発活動を推進していきます。

また、あわせてPDCAサイクルに基づく取り組みの評価検証を行います。

- (2) 「学生支援センター」は、いじめを早期段階で察知し、これを未然に防ぐため、日常的に学生の相談やカウンセリングに当たります。
- (3) 「学生委員会」は、いじめ事象行為が発生した場合、学生を保護し、事態の早期解消・解決に当たります。

また、万一、いじめの重大事態※が発生した場合は、人権教育推進・いじめ防止対策委員会のもとに直ちに事実関係の調査等を行うため「いじめ対策会議」（構成員には弁護士、臨床心理士等の専門的知識及び経験を有する者も含む。）を設置し、事実関係を明確にするための調査を行うなど、適切に対処することとしています。

- (4) 「寮務委員会」は寮においていじめが発生したときに上記の各組織と連携して、その対応にあたります。
- (5) 「担任・指導教員」は、日常적인見守りと気づきからいじめの兆候を見逃さないようにするとともに、いじめが発生したときは上記の組織と連携してその対応にあたります。

※ 「いじめの重大事態」とは、いじめにより学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる疑いのある事態、並びに、いじめにより相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを与儀なくされている疑いのある事態を指します。

III いじめ防止等に関する措置（いじめ事案への対処手順）

1. 学校におけるいじめの防止（いじめを生まない学校づくり）

本校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、学生の主体的ないじめ防止活動を推進します。

- (1) 人権教育推進・いじめ防止対策委員会においては、「いじめ防止プログラム」を策定し学生，保護者等，教職員にいじめ防止等の啓発活動を推進していきます。
- (2) 学生がいじめ問題を自分のこととして考え，自ら活動できる集団づくりに努めます。
- (3) 人権教育・特別活動を通して規範意識や集団の在り方（互いを尊重し，認め合う）等についての学習を深めます。
- (4) 本校の教職員に対して、「いじめ防止プログラム」に基づきいじめ防止等のための対策に関する研修やその他いじめの防止のための対策に関する資質の向上に必要な取り組みを行うこと等によりいじめに関する理解を深め，教職員の言動でいじめを誘発・助長したり，黙認したりすることがないように細心の注意を払います。
- (5) 常に危機感を持ち，いじめ問題への取り組みを定期的に点検して改善充実を図ります。
- (6) 保護者等，行政機関等と定期的な情報交換を行い，恒常的な連携を深めます。

2. いじめの早期発見のための措置

いじめは，教職員，保護者等の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけあいを装って行われたりするなど気づきにくく判断しにくい形で行われるとの認識の下，保護者等や行政機関等とも連携して全力で実態把握に努めます。

- (1) 「いじめ防止プログラム」に基づいた定期的なアンケート調査や個別面談等を通じて，学生の生活実態等について，きめ細かに把握します。
- (2) 学校生活での悩みの解消を図るために，学生相談体制を整備し，相談窓口の周知徹底を行います。
- (3) 担任，科目担当者，研究指導教員，寮務関係教員，学生支援センター等の学生と接する機会が多い教職員はもちろんのこと，全教職員が学生を見守り，いじめに関連するシグナルを見逃さないよう努めます。特に寮生活では，居住空間という密室環境にあるため，教職員の目の届かないところでいじめが行われる可能性があることを十分に認識し，寮務関係教職員と連携しながらいじめの兆候を見逃さないようにします。
- (4) 学生の行動を注視し，教職員がいつでも情報を共有できるよう保護者等や行政機関等と日常的に連携します。
- (5) 人権教育推進・いじめ防止対策委員会は，いじめの早期発見及び事案対策に関する要件・手続きなどを定めたプログラムやマニュアルを策定すること等を通じて，その実施を通じて学校全体を挙げた早期発見の組織的の中核機関としての役割を果たすとともに，その取り組みを学生及び保護者等に周知します。

3. いじめに対する措置

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する学生や保護者等が納得する解消を目指します。

- (1) 本校の教職員は、法にのっとり、いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、人権教育推進・いじめ防止対策委員会に報告し、同委員会は組織的に当該学生に係るいじめの事実の有無の確認を行います。いじめの事実が確認されたときは機構本部に報告（確認後24時間以内）します。
- (2) 本校は、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、人権教育推進・いじめ防止対策委員会に報告を行わないことは法に違反し得ることについて、教職員の理解に努めます。
- (3) 本校は、事実関係の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、人権教育推進・いじめ防止対策委員会が主体となって複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた学生又はその保護者等に対する支援及びいじめを行った学生に対する指導等又はその保護者等に対する助言等を継続的に行います。
- (4) いじめを受けた学生には、心のケアや授業等への配慮等を行い、保護者等に対処等について説明責任を果たします。
- (5) 本校は、必要があると認めるときは、いじめを行った学生についていじめを受けた学生が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた学生その他の学生が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じます。
- (6) 本校は、いじめを受けた学生及びその保護者等に対しいじめの事案の事実関係その他の必要な情報を適切に提供するとともに、本校の教職員が支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた学生の保護者等といじめを行った学生の保護者等との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者等と共有するための取り組みを行います。
- (7) 本校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、本校に在籍する学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。
- (8) 本校は、すでに学校に籍を置かない者又はその保護者等から、学校に在籍中にいじめを受けていた旨の申告があった場合、Ⅲ 3. (1)に準じて、対応します。

4. インターネット等によるいじめへの対応

- (1) 本校は、インターネット等によるいじめが、外部から見えにくく匿名性が高いなどの性質を有するため学生が行動に移しやすい一方、一度インターネット上で拡散し

てしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、本校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすことを踏まえ、学生に情報モラルを身に付けさせる指導を行い、インターネット等によるいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動を行います。

- (2) 本校は、インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた学生又はその保護者等が、当該いじめに係る情報の削除を求め又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めることができることを、当該学生及びその保護者等に説明します。

5. いじめを行った学生への懲戒

本校の校長及び教職員は、当該学校に在籍する学生がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条の規定に基づき、適切に、当該学生に対して懲戒を加え、当該学生の保護者等と連携して必要な指導を行います。

6. いじめの解消

いじめの解消は、国の基本方針にのっとり、少なくとも、いじめが止んでいる状態が3か月以上継続し、かつ、いじめを受けた学生が心身の苦痛を感じていないと認められる場合において初めて判断されるものである。ただし、その場合にあっても、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、いじめを受けた学生及びいじめを行った学生を継続的に観察し、必要な支援及び指導に努めます。

7. 重大事案への対処

- (1) 本校は、いじめにより当該学校に在籍する学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、並びにいじめにより当該学校に在籍する学生が30日以上学校を欠席又は学籍上の身分異動を余儀なくされている疑いがあると認めるときは、当該事態を重大事態として対処します。
- (2) 本校は、いじめを受けた学生の生命及び心身の保護を特に重要と捉え、重大事態の疑いが生じた時点で質問票の使用その他の適切な方法により調査を開始し、随時その状況を機構に報告し、機構と対処方針を共有し十分に連携を図りながら迅速に対応します。

- (3) 本校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、「いじめ対策会議」を招集し、当該重大事態に係る事実関係を明確にすることにより、いじめを受けた学生の尊厳の保持及び回復（その保護者等に対して適切な説明を行うべき責任を果たすことを含む。）を図るとともに、当該重大事態に関する機構又は学校によるいじめ防止等に関する措置の実施の状況を分析して当該重大事態と同種の事態の発生を防止するための提言を行うことを目的とする調査（以下「重大事態調査」という。）を行います。
- (4) 学生及び保護者等から、いじめにより重大な被害が生じた、との申立てがあった場合、本校は、Ⅲ 7. (1)に定める要件を明らかに満たしていないことが確認できる場合を除き、重大事態調査を行います。
- (5) 重大事態調査は、特段の事情がある場合を除き、本校関係者や当該事案に関係する学生及びその保護者等と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（以下「第三者」という。）を加えて組織的に行います。
- (6) 前項にかかわらず、次の各号に該当する場合には、第三者を加えて、重大事態調査を行います。
- 一 いじめを受けた学生が、自殺又は自殺が疑われる事態で死亡している場合
 - 二 当該事態の事実確認において、いじめを受けた学生といじめを行った学生の主張や証言に明確な食い違いがある場合
 - 三 いじめを受けた学生及びその保護者等が、これまでの経緯等から学校に不信感を抱いている場合
- (7) 本校は、いじめを受けた学生及びその保護者等に対し、重大事態調査を行う組織の編成の基準及び調査方針等について適切な理解を得られるよう事前説明を行うとともに、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供します。
- (8) 重大事態調査を行う組織は、重大事態調査開始前に行われた、Ⅲ 3. (1)に基づき実施される人権教育推進・いじめ防止対策委員会による事実確認の結果を、重大事態調査の結果の一部又は全部として扱うことができます。
- (9) 本校が重大事態調査を行う場合においては、あらかじめ機構の承認を得るものとし、機構は、重大事態調査及び情報の提供について、必要な指導及び支援を行います。
- (10) 本校は、学生が欠席を余儀なくされている重大事態にあつては、いじめを受けた学生及びその保護者等の意向を十分に踏まえ、いじめの停止及び再発防止に関する対策を速やかに策定するとともに、当該対策に基づく当該学生の状況に応じた教育の確保のために必要な措置を講じます。
- (11) 本校は、重大事態調査の結果を踏まえ、いじめの再発を防止するため、本計画等の見直しその他の必要な取組を行い、その実施状況についていじめを受けた学生及

びその保護者等に対する報告並びにホームページによる公表を行います。

(12) 本校は、重大事態調査の結果をまとめた調査報告書を作成します。

8. 本計画の公表及びPDCAサイクルを通じた評価・検証

(1) 本計画は、学生及び学生の保護者等への周知とともに、誰もがその内容を容易に確認できるようにするため、ホームページにより公表します。

(2) 委員会で収集した資料及び作成した法人文書については、誤った廃棄等が行われることがないように、記録の保管等、法人文書の管理規則等を踏まえた上で組織において適切な保存・管理等を行います。

(3) 本校は、PDCA サイクルに基づき、本計画に定める対策の実施状況及び当該対策の実施が、実情に即して機能しているかどうか、毎年度行う点検評価を通じて点検・評価するとともに必要な改善のための措置を講じます。

(4) 本校は、毎年度、前項の評価及び改善のための措置をホームページにより公表します。

附 則

この方針は、平成26年5月15日から施行する。

附 則

この方針は計画と改めた上で、令和2年7月9日から施行する。

附 則

この計画は、令和7年10月9日から施行する。